

〔国際交流ボランティア制度要綱〕

（目的）

第1条 成田市国際交流協会（以下「協会」という。）は、ボランティア活動を通じ国際交流活動の円滑化及び活性化を図り、地域に根ざした国際交流の推進に寄与することを目的に「国際交流ボランティア制度」を設け、その運営について必要な事項を定める。

（種類及び活動内容）

第2条 この要綱で「国際交流ボランティア」とは、次の各分野のボランティアとして協会に登録された者（以下「登録者」という。）の総称とし、その種類及び活動内容はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

（1）語学ボランティア

国際交流行事等の通訳又は案内若しくは文書及び書簡文等の翻訳を行うことにより、相互理解と国際交流を深める者をいう。

（2）日本語指導ボランティア

日本語がわからず困っている外国人に対し、日常生活をするのに必要な日本語等を教え、相互理解と国際交流を深める者をいう。

（3）文化紹介ボランティア

日本文化又は外国生活体験等を生かした外国文化の紹介を通じて、相互理解と国際交流を深める者をいう。

（4）ホストファミリーボランティア

ホームステイの受け入れを通じて、相互理解と国際交流を深める者をいう。

（5）国際交流支援ボランティア

国際交流事業の計画準備等の支援を通じて、相互理解と国際交流を深める者をいう。

（登録資格）

第3条 国際交流ボランティアとして登録できるものは、「国際交流ボランティア制度」の趣旨を理解し、地域で行われる国際交流事業に積極的に参加を希望する個人であること。

（申込み及び登録）

第4条 国際交流ボランティアとして登録を希望する者は、登録申込書により、協会へ申込みを行うものとする。

2 登録は複数の分野にわたって行うことができるものとする。

(登録期間)

第5条 国際交流ボランティアの登録期間は、4月から翌年の3月までの1年間とする。

2 登録期間は協会及び登録者の双方に異議のない限り、登録期間満了後1年ごとに自動的に更新されるものとする。

(登録の抹消)

第6条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者本人から登録取り消しの申し出があったとき。
- (2) 登録者として不適当と認められる事由が発生したとき。
- (3) 連絡不可能となったとき。

(報酬及び費用の負担)

第7条 登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。

2 ボランティア活動にかかる費用の負担は次のとおりとする。

(1) 語学、日本語指導、文化紹介、国際交流支援ボランティア活動

活動に要する材料費は、紹介依頼者が負担するものとする。

また、紹介依頼者がボランティア活動に要する交通費の全額又は一部を負担することを妨げない。

(2) ホストファミリーボランティア

受け入れに伴う基本的な費用(送迎交通費、家庭での食事、宿泊等)は登録者の負担とする。

見学、通信、その他の個人的費用は利用者の負担とする。

3 前2項の規定にかかわらず、国際交流行事や交流事業の主催者がこれらの費用の全部又は一部を負担することを妨げない。

(紹介依頼者の要件等)

第8条 国際交流ボランティア紹介依頼を行うことができる者は次のとおりとし、紹介依頼ができる事業は原則として地域で開催される公共性の高い国際交流事業とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 非営利団体
- (3) その他理事長が特に必要と認める者又は団体

(紹介の方法)

第9条 国際交流ボランティアの紹介を依頼しようとする者は、原則として実施の1ヶ月前までに紹介依頼書を協会に提出しなければならない。

- 2 協会は、依頼内容を審査のうえ適当と認めた場合は、登録者の中から適当と認める者を、本人の同意を得て紹介通知書により紹介依頼者に通知するものとする。
- 3 協会は、紹介が不可能な場合は速やかに紹介依頼者に通知するものとする。
- 4 第2項の紹介を受けた依頼者は事業終了後、協会に速やかに活動報告書を提出するものとする。

(紹介の条件)

- 第10条 紹介依頼者は、国際交流ボランティアの活動が自由意志に基づいた無報酬の活動であることに鑑み、無理な協力を強いないように配慮しなければならない。
- 2 紹介依頼者及び登録者は、活動中又はこれに前後して事故や約束事の不履行等により関係者が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。
 - 3 紹介依頼者は、国際交流ボランティアの活動に伴う傷害等に備えボランティア保険又は損害保険等に加入するものとする。
 - 4 日程等、詳細についての連絡は紹介依頼者の責任において行うものとする。

(危険負担等)

- 第11条 緊急又は不測の事態発生により登録者が活動不可能となった場合、協会はその賠償の責を負わない。
- 2 協会は、国際交流ボランティアの活動に伴う登録者又は第三者の損害等及び紹介依頼者が被った損害についてその賠償の責を負わない。
 - 3 紹介依頼者は、登録者又は第三者が国際交流ボランティア活動に伴って損害等を被ったときは、登録者又は第三者に誠意をもって解決に当たらなければならない。

(外国人ボランティア)

- 第12条 協会は、外国人のボランティア活動を推進するため、申込書により登録を行い、依頼者の要請により外国人ボランティアを派遣することができるものとする。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。